(七)　(六)の決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有することとするとともに、(六)の訴えが、(六)の期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る(六)の決定は、確定判決と同一の効力を有することとした。（第一四条第四項及び第五項関係）

6　(一)　本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下「申立人」という。）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができることとした。（第一五条第一項関係）

(1)　当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合においては、当該申立人に対し、当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報を提供すること等。

(2)　この(一)による命令（以下「提供命令」という。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を提供すること。

(二)　提供命令の申立ては、当該提供命令があった後であっても、その全部又は一部を取り下げることができることとするとともに、提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができることとした。（第一五条第四項及び第五項関係）

(三)　本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての5の(六)の決定に対して5の(六)の訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を消去してはならない旨を命ずることができることとした。（第一六条第一項関係）

(四)　(三)の命令（以下「消去禁止命令」という。）の申立ては、当該消去禁止命令があった後であっても、その全部又は一部を取り下げることができることとするとともに、消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができることとした。（第一六条第二項及び第三項関係）

7　施行期日等

(一)　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第四条及び第五条関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（内閣府本府）

1　令和元年一〇月一一日から同月二六日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和四年四月三〇日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年四月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第二十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万六百九十五人」を「十五万五百九十人」に、「四万五千三百二十九人」を「四万五千三百七人」に、「四万六千九百四十三人」を「四万六千九百二十八人」に、「千四百十八人」を「千五百五十二人」に、「三百八十二人」を「三百八十五人」に、「千九百三十二人」を「千九百三十六人」に、「四十九人」を「五十人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又はカナダ」を「、カナダ又はインド」に改める。

第百条の十五の次に次の二条を加える。

（インド軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十六　防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるインド軍隊（インドの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該インド軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一　自衛隊及びインド軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するインド軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するインド軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するインド軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二　自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うインド軍隊

三　天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うインド軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四　自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うインド軍隊

五　部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うインド軍隊